

令和2年度  
ECサイト新規構築等事業費補助金

## 募集のご案内

＜申請先・問合せ先(申請手続き、ECサイト開設全般に関する事)＞

ぎふネットショップ総合支援センター

〒503-0807 大垣市今宿6-52-16

ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1階 101号室

TEL 080-1592-1995

＜問合せ先(事業に関する事)＞

岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課 国内展開係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8362

令和2年8月  
岐阜県商工労働部

## 令和2年度ECサイト新規構築等事業費補助金事業の募集について（案内）

### 1 事業目的

実店舗での売上が減少した県産品を販売する県内中小企業者等の非対面型ビジネスモデルへの対応を支援するため、EC（電子商取引をいう。以下同じ。）の自社サイトを新規構築又は改修する事業に対し、必要な経費の一部を支援します。

### 2 事業内容等（詳細：[別表](#)）

#### (1) 補助対象事業

- ・ ECサイト新規構築事業
- ・ ECサイト改修事業

#### (2) 補助対象者

- ① 県内中小企業者（※1）のうち、県内に本社等を有する法人又は個人であって、県内に岐阜県産品を販売する実店舗（※2）を有している者を言います。

（※1）本事業における「県内中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者のうち、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条各号に規定する小規模事業者を除くものとし、具体的には、以下の表の「要件」や「補助対象者の範囲」を満たしている者を言います。

（※2）本事業における「県内に岐阜県産品を販売する実店舗」とは、県内に所在する実店舗を管理・運営し、実際に店舗で県産品を陳列し、販売していることを言います。

| 業種                      | 要件（AまたはBのいずれかを満たすこと）   |
|-------------------------|--|
| 1. 製造業及びその他の業種（2～3を除く）  | A. 常時使用する従業員の数が21人以上かつ資本金の額又は出資の総額が3億円以下<br>B. 常時使用する従業員の数が21人以上300人以下         |
| 2. 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） | a. 卸売業<br>A. 常時使用する従業員の数が6人以上かつ資本金の額又は出資の総額が1億円以下<br>B. 常時使用する従業員の数が6人以上100人以下 |
|                         | b. 小売業<br>A. 常時使用する従業員の数が6人以上かつ資本金の額又は出資の総額が5千万円以下<br>B. 常時使用する従業員の数が6人以上50人以下 |
| 3. サービス業のうち、宿泊業・娯楽業     | A. 常時使用する従業員の数が21人以上かつ資本金の額又は出資の総額が5千万円以下<br>B. 常時使用する従業員の数が21人以上100人以下        |

- ② 中小企業基本法上の「製造業」「卸売業」「小売業」「サービス業」のうち、どの業種に分類されるのかを判断するには、まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.htm)  
↓

次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

- ③ 製造した商品をおの場で販売する場合、例えばパン屋であれば小売業に該当します(日本産業分類上大分類Ⅰの中分類58パン小売業(製造小売)に該当するため)。製造した商品を製造場所以外で販売する場合は、工場は製造業、店舗は小売業になり、複数の業種に該当します。
- ④ 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。
- ⑤ 「宿泊業」には、その宿泊施設内で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれます。＜日本標準産業分類：中分類75(宿泊業)＞
- ⑥ 「娯楽業」とは、映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業のことを言います。＜同：中分類80(娯楽業)＞
- ⑦ 「常時使用する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第1項に規定する解雇の予告を必要とする労働者をいい、日雇労働者、会社役員、個人事業主等は該当しません。
- ⑧ 本事業では、補助対象者の範囲は以下のとおりです。

| 補助対象となりうる者  | 補助対象にならない者   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社)</li><li>・個人事業主</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・医師、歯科医師、助産師</li><li>・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)</li><li>・一般社団法人、公益社団法人</li><li>・一般財団法人、公益財団法人</li><li>・医療法人</li><li>・宗教法人</li><li>・学校法人</li><li>・農事組合法人</li><li>・社会福祉法人</li><li>・特定非営利活動法人</li><li>・申請時点で開業していない創業予定者(例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外)</li><li>・任意団体 等</li></ul> |

### (3) 事業の対象となる期間

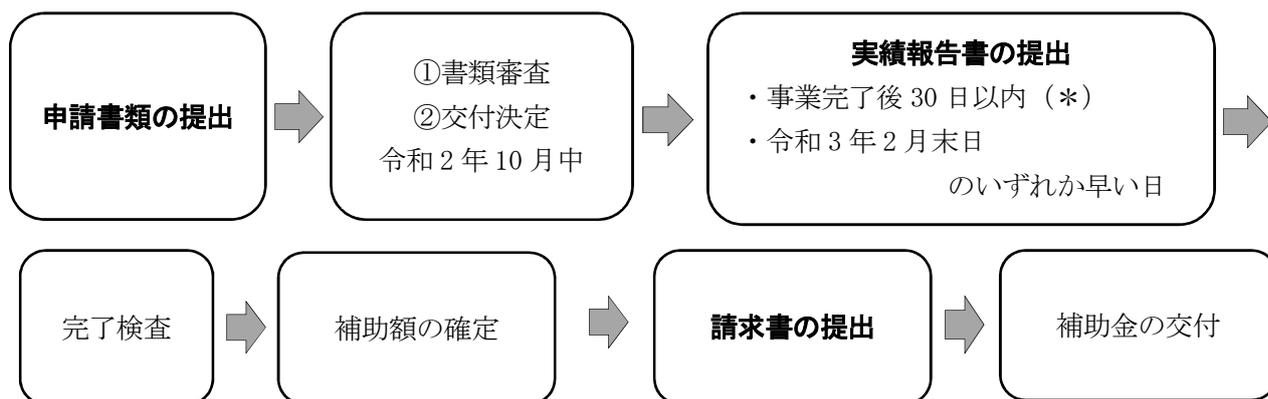
令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間に行われる事業。

### (4) 補助額について

補助対象経費、補助金の額等は、別表のとおり。

## 3 事業のスケジュール

※太字の項目が、申請者が行う手続きです。



(\*) 交付決定時点で既に事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して30日以内

#### 4 申請の手続き

##### (1) 提出（受付）期間

令和2年8月18日（火）～~~令和2年9月18日（金）~~

※令和2年9月30日（水）まで延長します。

持参の場合は17時までの提出、郵送の場合は~~9月18日（金）~~9月30日（水）消印有効とします。

提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けませんのでご了承ください。

##### (2) 提出書類

補助金交付申請書に關係書類を添付し、以下により提出してください。また、別紙「申請時チェックリスト」を必ず確認の上、添付してください。

|    | 申請書（添付書類）名称   |
|----|---|
| 1  | 補助金交付申請書（別記第1号様式）   |
| 2  | 事業計画書（別紙1）  |
| 3  | 取扱（予定）商品一覧表（別添）   |
| 4  | 申請書の定款（個人事業主は、不要）   |
| 5  | 申請者の履歴事項全部証明書（本社の所在地が本店と異なる場合は、本社の所在地が分かるホームページ等の写し）（個人事業主は、不要） |
| 6  | 申請者の免許証、運転履歴証明書又は住民票（個人事業主のみ）                                   |
| 7  | 申請者の決算書（直近2期分）  |
| 8  | 納税証明書 ①県税事務所（②③で徴収する県税以外のもの）（※）                                 |
| 9  | 納税証明書 ②市町村役場（個人県民税を含むものに限る。）（個人事業主のみ）（※）                        |
| 10 | 納税証明書 ③税務署（地方消費税を含むものに限る。）（※）                                   |
| 11 | 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等（既に事業が完了している場合は、納品書））                         |
| 12 | 事業に着手した時期の根拠資料（契約書等）（申請をする日において既に着手している場合のみ）                    |
| 13 | 申請時チェックリスト（別紙2）   |

※各発行機関における「未納に係る税がないことを証する書類」とする。申請時に取得可能な最新のものを添付すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）

※別紙1「事業計画書」は、wordデータを別途下記提出先メールアドレスに送付してください。

### (4) 提出先

**ぎふネットショップ総合支援センター**

**〒503-0807 岐阜県大垣市今宿6-52-26**

**ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1階 101号室**

**TEL 080-1592-1995**

**メールアドレス ec-support@mb.ginet.or.jp**

## 5 補助対象事業の審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

- ① 書類の不足や記入漏れ等の不備がないかを審査します。
- ② 事業計画書等の提出された書類をもとに、以下の事項を総合的に勘案し、交付の決定を審査することとします。
  - (i) 実現可能性が高く具体的な計画であること。
  - (ii) 社会情勢及び市場ニーズに合致していること。
  - (iii) 継続性及び発展性が認められること。
  - (iv) 県内産業及び産地の活性化に寄与するものであること。
  - (v) 法令に違反するものでないこと。
  - (vi) その他知事が不適切と認める事項がないこと。
- ③ 審査の結果によっては、予算の範囲内であっても採択されないことがあります。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、決定後、交付申請者全員に対して速やかに採択・不採択の結果を通知します。  
なお、採択事業者の補助申請総額が予算額を超えた場合、補助決定額は補助申請額を下回ることがあります。

## 6 留意事項

### (1) 事業実施における留意事項

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及びECサイト新規構築等事業費補助金交付要綱を遵守してください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日以内または令和3年2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。なお、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定の日から30日以内に実績報告書を提出しなければなりません。

- ③ 県が実施する施策の一環として、企業名等の公表を行う場合があります。
- ④ 補助事業に関する調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- ⑤ 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡を受けます。
- ⑦ 本補助金の採択事業者に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります（補助事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力をお願い致します。なお、アンケートに際してご提供頂いた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

## （２）経理処理上の留意事項

- ① 補助対象経費の支払方法は、次のとおりとします。
  - ・補助事業に要した経費の支払いに当たっては、原則として銀行振込とします。
  - ・他の取引との混合払及び手形の裏書譲渡による支払いは認めません。また、他の取引との相殺による支払は認めません。
  - ・補助金を受領した場合は、法定帳簿及び補助簿に記載してください。なお、補助金を指定用途以外に流用した場合、補助金返還の対象になります。
- ② 帳簿、伝票及び証拠書類（小切手及び手形の控え等を含む）
  - ・一般のものと区別し、費用ごとに整備・保存してください。

## 7 その他

### （１）補助事業の義務及び制限等

岐阜県補助金等規則により、以下の義務や制限等が定められています。

- ① 補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めること（規則第3条）
- ② 知事の承認（指示）を受ける必要がある事項（規則第6条）
  - ・補助事業の経費の配分の変更（軽微なものを除く）
  - ・補助事業の内容の変更（軽微なものを除く）
  - ・補助事業の中止、廃止
  - ・補助事業が期間内に完了しない場合、遂行が困難になった場合
- ③ 補助金の他の用途への使用の禁止（規則第10条）
- ④ 各種報告書等の提出義務（規則第11条、13条）
- ⑤ 財産処分の制限（規則第21条）

補助金の額の確定通知を受け取った後は、財産の処分に対する承認申請の義務が課せられます。事業完了後であっても、補助対象物件を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し、あらかじめ承認を受けなければなりません。

なお、承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。

ただし、次の各号の一つに該当するときはこの限りではありません。

- 一 補助事業に使用開始後、別に定められた制限期間※を経過しているとき

※財務省の法定耐用年数を準用

二 取得し、又は効用の増加した機械等の価額が50万円未満のものであるとき

三 収益納付命令によって、補助金全額を納付したとき

⑥ 書類、帳簿等の整備及び保存（規則第22条）

事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。

(2) 不適当又は不法な行為に対する処分

次の事項に違反した補助事業者に対しては、補助金の交付決定が取り消される等の措置が講じられる場合があります。既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命じ、場合によっては返還金に対する加算金を賦課されることもあります。さらに、罰則規定が設けられているため、適切に行うよう十分留意してください。

① 偽りその他不正手段による補助金の受領

② 補助金の他の用途への使用

③ 交付決定の内容又は交付条件に対する違反

④ 法令又は県の処分に対する違反

⑤ 定められた必要な事項の報告をせず若しくは虚偽の報告をしたもの

また、正当な理由なく補助事業を廃止した場合には、限られた補助金予算が有効に活用されないため、翌年度の補助事業を申請されても採択しないことがあります。

8 問合せ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付けます。

ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

<申請先・問合せ先（申請手続き、ECサイト開設全般に関すること）>

ぎふネットショップ総合支援センター

〒503-0807 大垣市今宿6-52-16

ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1階 101号室

TEL 080-1592-1995

受付時間 9:00~17:00（祝日を除く月~金曜日）

メールアドレス ec-support@mb.ginet.or.jp

ホームページ <https://www.gifuec-support.com/>

<問合せ先（事業に関すること）>

岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課 国内展開係

TEL 058-272-8362

受付時間 8:30~17:15（祝日を除く月~金曜日）

メールアドレス c11370@pref.gifu.lg.jp

◆本事業についての案内は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11370/ec-hojokin.html>>

別表

| 補助対象事業   | 補助対象経費   | 補助金の額  |
|--|--|--|
| <p><b>【ECサイト新規構築事業費】</b><br/>           県内で運営する県産品を販売する実店舗での売上げが減少したことにより非対面型ビジネスモデルへの対応を行うためECサイトを新規に構築する事業で、次の要件のいずれも満たすもの</p> <p>(1) 令和2年3月31日時点において、ECサイトを有しておらず、新規にECサイトを構築する事業であること。</p> <p>(2) 令和2年4月1日以降に着手した事業であること。</p> <p>(3) ECサイトの構築後、ECサイトにおいて販売する商品（中古品を除く。）の50パーセント以上を県産品が占めること。</p> | <p>ECサイトを新規に構築するに当たり必要となる次の初期経費</p> <p>(1) ECサイト構築費</p> <p>①販売ページ作成経費<br/>ページデザイン費、ページ作成費等</p> <p>②翻訳費<br/>ページ内紹介文等翻訳費</p> <p>③コンテンツ制作費<br/>商品の画像、動画作成費等</p> <p>(2) その他知事が適当と認める費用</p> | <p>補助対象経費の3/4以内の額で知事の定める額（1事業者当たり750千円を限度とする。）</p> |
| <p><b>【ECサイト改修事業費】</b><br/>           県内で運営する県産品を販売する実店舗での売上げが減少したことにより非対面型ビジネスモデルへの対応を強化するため、ECサイトを改修する事業で、次の要件のいずれも満たすもの</p> <p>(1) 既に有しているECサイトを強化するため、ECサイトを改修する事業であること。</p> <p>(2) 令和2年4月1日以降に着手した事業であること。</p> <p>(3) ECサイト構築後、ECサイトにおいて販売する商品（中古品を除く。）の50パーセント以上を県産品が占めること。</p>                | <p>ECサイトを改修するに当たり必要となる次の経費</p> <p>(1) ECサイト改修費</p> <p>①販売ページ改修経費<br/>ページデザイン費、ページ改修費等</p> <p>②翻訳費<br/>ページ内紹介文等翻訳費</p> <p>③コンテンツ制作費<br/>商品の画像、動画作成費等</p> <p>(2) その他知事が適当と認める費用</p>      | <p>補助対象経費の2/3以内の額で知事の定める額（1事業者当たり300千円を限度とする。）</p> |